

造船機械工組合

大正十年七月

- 第二章 入會、退會、會計及財産
 - 第十四條 本組合ノ主務精神ニ違反セシ者ハ除名スルコト
 - 第十五條 本組合員トシテ欲スル者ハ申込書ニ記名調印ノ上申込ム
 - 第十六條 本組合ハ加入者ニ對シテ組合員證及雜證ヲ交付ス
 - 第十七條 本組合員ヲ加入者ニ對シテ組合員證及雜證ヲ交付スル時ハ臨時開催ス
 - 第十八條 本組合員トシテ欲スル者ハ申込書ニ記名調印ノ上申込ム
 - 第十九條 本組合員トシテ欲スル者ハ申込書ニ記名調印ノ上申込ム
 - 第二十條 本組合員トシテ欲スル者ハ申込書ニ記名調印ノ上申込ム
- 第三章 組合機關
 - 第一條 本組合ニ左ノ機關ヲ設ク
 - 一、大會
 - 二、理事會
 - 三、幹事會
 - 四、會計部
 - 五、庶務部
 - 六、監査部
 - 七、庶務部
 - 八、庶務部
 - 九、庶務部
 - 十、庶務部
 - 十一、庶務部
 - 十二、庶務部
 - 十三、庶務部
 - 十四、庶務部
 - 十五、庶務部
 - 十六、庶務部
 - 十七、庶務部
 - 十八、庶務部
 - 十九、庶務部
 - 二十、庶務部
 - 第二條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第三條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第四條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第五條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第六條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第七條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第八條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第九條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十一條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十二條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十三條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十四條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十五條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十六條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十七條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十八條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十九條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第二十條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
- 第四章 本組合ノ事業
 - 第一條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 一、職業紹介
 - 二、法律顧問
 - 三、講演
 - 四、消費組合
 - 五、機關雜誌發行
 - 六、職業紹介
 - 七、法律顧問
 - 八、講演
 - 九、消費組合
 - 十、機關雜誌發行
 - 第二條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第三條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第四條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第五條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第六條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第七條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第八條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第九條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十一條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十二條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十三條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十四條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十五條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十六條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十七條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十八條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第十九條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 第二十條 本組合ニ左ノ事業ヲナス

23

造船船工勞組合規約書

- 第一章 總則
 - 第一條 本組合ヲ造船船工勞組合ト稱ス
 - 第二條 本組合ハ造船船工勞者ヲ以テ組織ス
 - 第三條 本組合ノ規約ハ大會ノ決議ヲ經テ改メシムルコトヲ得ス
- 第二章 入會、退會、會計及財産
 - 第四條 本組合員トシテ欲スル者ハ申込書ニ記名調印ノ上申込ム
 - 第五條 本組合ハ加入者ニ對シテ組合員證及雜證ヲ交付ス
 - 第六條 本組合員トシテ欲スル者ハ申込書ニ記名調印ノ上申込ム
 - 第七條 本組合員トシテ欲スル者ハ申込書ニ記名調印ノ上申込ム
- 第三章 組合機關
 - 第八條 本組合ニ左ノ機關ヲ設ク
 - 一、大會
 - 二、理事會
 - 三、幹事會
 - 四、會計部
 - 五、庶務部
 - 六、監査部
 - 七、庶務部
 - 八、庶務部
 - 九、庶務部
 - 十、庶務部
 - 十一、庶務部
 - 十二、庶務部
 - 十三、庶務部
 - 十四、庶務部
 - 十五、庶務部
 - 十六、庶務部
 - 十七、庶務部
 - 十八、庶務部
 - 十九、庶務部
 - 二十、庶務部
 - 第九條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十一條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十二條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十三條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十四條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十五條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十六條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十七條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十八條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第十九條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
 - 第二十條 本組合ハ左ノ機關ヲ設ク
- 第四章 本組合ノ事業
 - 第十九條 本組合ノ主務精神ニ違反セシ者ハ除名スルコト
 - 第二十條 本組合ノ主務精神ニ違反セシ者ハ除名スルコト